

46 青少年学徒に賜りたる勅語に関する件通牒

〔昭和十四年六月〕

發文一―二号	定決裁	六月六日	文書課長	送発	6月6日	起案者
--------	-----	------	------	----	------	-----

(注記1)

昭和十四年六月二日起案

庶務掛長 (阿部)

文書課長 (朝比奈)

事務官 (西崎)

大臣 花押 (荒木)

次官 (石黒)

専門学務局長 (石黒)

普通学務局長 (小山)

実業学務局長 (小笠原)

社会教育局長 (田中)

秘書課長 (若松)

會計課長 不在

編修課長 (加藤)

審議課長 (中根)

督学官 (倉林)

政務次官 不在

参与官 不在

教学局長官 不在

(大政) (安井) (藤本)

(下 札)

案

年月日

次官

直轄学校長

測候技術官養成所主事

公立大学、高等学校、専門学校長

宛

各地方長官

青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ニ関スル件

昭和十四年五月二十二日文部省訓令第十五号ヲ以テ青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ノ 聖旨奉体方ニ関シ訓令相成リタルトコロ凡ソ青少年学徒タル者ハ幼稚園小学校ヨリ大学ニ至ル迄男女ヲ問ハズ感奮興起謹ミテ 聖訓ニ恪循シテ堅ク其ノ本分ヲ守リ彌々切磋砥礪修文練武之レ努メテ皇国人タルノ資質ノ練成ニ専心(抹消)致スベキモノニ有之(加筆)〔シ〕又コレガ啓導ニ任ズル者ハ深キ決意ヲ以テ教育ノ刷新ヲ面シ率先範ヲ垂ル、ハ勿論学(抹消)〔生〕徒ノ校内外ニ亘ル全生活ヲ通シ一貫セル教導ニヨリテソノ人格ヲ薫化玉成シ以テ 聖旨ニ答ヘ奉ルベキ義ト(抹消)〔被〕存(抹消)〔候〕〔セラルル〕ニ付各々ソノ校ノ校紀〔教育指針〕並ニ学(抹消)〔生〕徒各自ノ修養及〔学生〕〔日常〕生活ノ実状ニツキ深キ省察ヲ加ヘ速ニ改ムベキハ之ヲ改メ進ムベキハ之ヲ進メラルベキモノニ有之(抹消)〔候〕〔仍テ〕各校ニ於テハ 聖旨(抹消)〔奉〕戴ノ諸案(加筆)〔添〕副ヒ奉ルベキ実践的具休案ヲ樹テ速ニ(抹消)〔実〕践ニ移(加筆)〔ソ〕ノ実効ヲ挙グル様致〔サレ〕〔シ〕度依命此段(抹消)〔及〕通牒(抹消)〔候〕也ニ及ブ
追テ右案ハ六月末日迄ニ官房(抹消)〔秘〕〔文〕書課長宛御報告相成度(朝比奈) (地方長官宛ノ分ニハ左記ヲ加フ)

『仍テ貴管下学校幼稚園ヲシテ 聖旨^(加筆)〔二〕^(抹消)副ヒ奉ルベキ
 実践的^(抹消)〔奉載ノ諸^(加筆)〕^(抹消)案ヲ樹テ速ニ^(抹消)〔実践ニ移サシメラ
 ル^(加筆)〕^(抹消)ソノ実効ヲ挙^(抹消)〔ケル〕^(抹消)ゲシムル様致サレ^(抹消)度依命此段通牒
 二及ブ
 追^(抹消)〔而^(加筆)〕^(抹消)テ^(加筆)参考ニ供度^(抹消)〔候^(抹消)〕ニ付右案中^(加筆)〔特ニ〕^(抹消)適切ト認メラル
 ルモノ^(抹消)〔撰撰ノ上^(抹消)〕七月十五日迄ニ官房文書課長宛御報告相成
 度』

〔注記3〕
 成リタルトコロ凡ソ青少年学徒タル者ハ^(抹消)〔男女ヲ問ハズ〕^(抹消)幼稚
 園小学校ヨリ大学ニ至ル迄^(加筆)〔男女ヲ問ハズ〕^(抹消)齊シク^(抹消)〔謹ミテ之ヲ
 奉体シスベキモノナルニ付〕^(加筆)〔益ヒ〕^(抹消)感奮興起^(抹消)〔時局ノ重大性
 ニ鑑ミ〕^(加筆)〔謹ミテ〕^(抹消) 聖訓ニ恪循シテ^(加筆)〔堅ク其ノ本分ヲ守リ弥々〕^(抹消)
 弥ヒ奉公ノ志ヲ新ニシ日夜切磋砥礪ソノ修養ニ一段ノ反省ヲ加
 ヘ^(加筆)〔シテ修文又練武之ニ努メ苟クモ□□以テ皇国人タルノ資質
 ノ練成ニ努メ〕^(加筆)質実剛健ノ氣風ヲ振作シ以テ付託^(加筆)〔負カ〕^(抹消)ノ重キ
 ニ任ゼムコトヲ期スベク又コレガ啓導ニ任ズル者ハ^(加筆)〔除キ〕^(抹消)一大
 決意ヲ以テ現下教育ノ刷新ヲ画シ率先垂範^(加筆)〔学生生徒ノ全生活
 ヲ通シテ一貫セル教導方策ヲ〕^(抹消)日常生活ノ上ニモ薫化ノ実ヲ挙
 ゲ以テ 聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期スベキモノナルニ付来ル六
 月二十二日ヲ期シ全国一般ニ 勅語奉戴宣誓式ヲ挙行シテ遵奉
 ノ赤誠ヲ披瀝セシムルコトト^(加筆)〔致スヘキ〕^(抹消)相成リタルヲ以テ貴学
 〔校〕ニ於テハ当日左記ニ依リ奉戴宣誓式ヲ挙行シ一同自奮自
 励相率キテ尽忠報國ノ精神ヲ鞏クシ報効ノ実ヲ挙グルニ邁往セ
 ラレ度此段依命通牒ス

記

- 一、宮城遙拝
- 一、君が代奉唱
- 一、青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語奉読
- 一、学校長訓示
- 一、学生生徒宣誓

注意。

地方長官ノ分ハ本文中貴学以下ヲ左ノ通トスルコト
 貴管下各学校幼稚園ヲシテ当日左記ニ依リ奉戴宣誓式ヲ挙行
 シ一同自奮自励相率キテ尽忠報國ノ精神ヲ鞏クシ報効ノ実ヲ
 挙グルニ邁往セシメラレ度此段依命通牒ス

記

- 一、宮城遙拝
- 一、君が代奉唱
- 一、青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語奉読
- 一、学校長訓示
- 一、生徒児童宣誓

〔注記4〕
 成リタルトコロ^(抹消)〔同〕^(抹消) 勅語ハ「恰モ全国学生生徒代表御親閱当
 日ニ於テ下賜アラセラレタルモ」凡ソ^(抹消)〔教導ヲ受クル者ハ〕^(抹消)
 〔青少年学徒タル者ハ〕^(加筆)男女ヲ問ハズ幼稚園小学校ヨリ大学ニ至
 ル迄齊シク^(加筆)〔之ヲ〕^(抹消)奉体スベキ^(抹消)〔トコロ〕^(抹消)〔モノ〕^(加筆)ナルニ付^(抹消)〔青少
 年学徒タル者ハ〕^(加筆)〔夙夜〕^(抹消)感奮興起時局ノ重大性ニ鑑ミ^(抹消)〔愈々〕^(抹消)
 聖訓ニ恪循シテ^(抹消)〔愈々〕^(加筆)〔彌々〕^(抹消)奉公ノ志ヲ新ニシ日夜切磋砥礪ソ

ノ修養ニ一段ノ反省ヲ加ヘ〔奮勵努力大イニ愈々〕質実剛健ノ氣

風ヲ振作シ以テ付託ノ重キニ任ゼムコトヲ期スベキ〔ナリ〕

〔ベクノ処〕〔モノニシテ〕モノニ有之ノ処又コレガ啓導〔ノ〕

〔任〕〔在ル〕〔ズル〕者ハ〔ソノ職〕〔本〕分ヲ恪守シ淬勵ノ誠ヲ

効シ克ク〔大決意ヲ以テ〕現下教育ノ〔実情ニ顧ミ〕〔刷新ヲ画

シ〕率先乘範日常生活ノ上ニモ薰化ノ実ヲ挙ゲ以テ 聖旨ニ答

ヘ奉ランコトヲ期ス〔ベシ〕乃チ〔キモノニ有之仍テ〕〔ベキモノ

ナルニ付〕来ル六月二十二日ヲ期シ全国一般ニ 勅語奉戴

〔宣誓〕式ヲ挙行シテ遵奉ノ赤誠ヲ〔宣誓〕〔披瀝〕セシムルコトト

相成リタル〔二付〕〔ヲ以テ〕貴学〔校〕ニ於テハ当日左記ニ依リ

奉戴〔宣誓〕式ヲ挙行シ一同自奮自勵相率キ〔テ〕尽忠報國ノ〔精神

ヲ鞏クシ〕決意ヲ振起シ〕報効ノ実ヲ挙グルニ邁往セラレ度此段

依命通牒ス

一、宮城遙拝

一、君が代奉唱

一、青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語奉誦

一、〔学〕校長訓示

一、学生生徒宣誓

注意。

地方長官宛ノ分ハ本文中貴学以下ヲ左ノ通下スルコト

〔貴管下各学校幼稚園ヲシテ〕当日左記ニ依リ奉戴式ヲ挙行

シ一同自奮自勵相率キテ尽忠報國ノ決意ヲ振起シ報効ノ

実ヲ挙グルニ邁往セシ〔ムルヤウ十分御督勵相成〕〔メラ

レ〕度此段依命通牒ス

記

一、宮城遙拝

一、君が代奉唱

一、青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語奉誦

一、〔学〕校長 訓示

一、生徒児童宣誓

發文一一二号

昭和十四年七月七日

文部次官

直轄学校長

測候技術官養成所主事

公私立大学、高等学校、専門学校校長

各地方長官

青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ既ニ六月六日發文第一一二号ヲ以テ通牒致

シ置キタルヲ以テ 聖旨奉答ノ実ヲ挙グル為夫々具体的計画ヲ

樹立シ鋭意実践セラレ居ルコトト存ズルモ左記ノ点ニ付テハ特

ニ御留意ノ上実施相成ヤウ致度此段通牒ス

注意

地方長官宛ノ分ハ傍線ノ箇所ヲ次ノ如クスルコト

〔貴管下各学校等ヲシテ〕夫々具体的計画ヲ樹立シ鋭意実施

セシメラレ居ルコトト存ズルモ左記ノ点ニ付テハ特ニ留

宛

意ノ上実施セシメラルルヤウ致度」

記

一、本年五月二十二日青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ハ国民ノ後勤タル青少年学徒ノ嚮フベキ所ヲ示セサセ給ヒタル 聖訓ニシテ一般学徒ハ勿論之ガ指導啓培ノ任ニ在ル者モ齊シク夙夜之ヲ服膺シ自奮自励相率テ奉公ノ誠ヲ効スベキモノナルニ付各学校等ニ於テハ自今毎年五月二十二日ヲトシ青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ノ奉讀式ヲ挙行シ 聖旨奉答ノ決意ヲ新ニスルト共ニ男子中等学校（青年学校ヲ含ム）以上ニ在リテハ御親閲記念トシテ学生生徒ノ分列式ヲ挙行シ女子ノ学校及小学校ノ上級ニ於テモ成ルベク分列式又ハ部隊行進等ヲ行フコト又各学校等ニ在リテハ当日夫々神社参拝、武道演練、作業訓練（防空又ハ非常変災訓練ヲ含ム）等実情ニ依リ適宜之ヲ実施スルコト

二、今回ノ 勅語ノ謄本ハ追テ之ヲ各学校等ニ交付スル見込ナルモノノ奉讀方ニ付テハ別紙ニ拠ルコト尚右勅語ハ成ルベク多クノ機会ニ於テ之ヲ奉讀シ教職員並ニ学徒ヲシテ愈々奮励努力以テ優渥ナル 聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期セシムルコト

（注記）

發文一―二号	裁決	6月29日	文書課長	（有原） 印	送発	7月1日	起案者
--------	----	-------	------	-----------	----	------	-----

昭和十四年六月二十九日起案

庶務掛長 （阿部）
印

事務官了

文書課長 （朝比奈）
印

案

年月日

（抹消）（加筆）
〔次官〕（課長）

（抹消）〔直轄各部長〕（加筆）〔別記〕宛

青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ニ関スル件

本月（抹消）（加筆）日附發文一―二号ヲ以テ青少年学徒ニ賜リタル

勅語ノ聖旨ニ副ヒ奉ルベキ実践的具体案ニ関シ本月末日迄

〔文書課長宛報告（阿部）（加筆）〕〔提出〕方通牒致シ置タルニ付〔御進行中（抹消）〕

ノ事ト存ズルモ期日迄到達スル様御配意（阿部）（加筆）〔テハ未ダ御回報

〔無之〕無之場合ハ速達便ニテ至急御送付〕相成度〔重ネテ通牒（抹消）〕

ス

注意

（抹消）〔左記、記載ノ学校ヲ除外スルコト〕（加筆）〔發送先ハ別紙名簿

ニ依ルコト〕

速達

北海道	帝国大学				
九州	帝国大学				
東北	帝国大学				
京都	帝国大学				
東京	帝国大学				

〔抹消〕 工業教員養成所	〔抹消〕 〔名古屋〕 工業学校附設	〔抹消〕 〔東京商科〕 大学附属	〔抹消〕 〔第六〕 臨時教員養成所		奈良女子高等師範学校	〔抹消〕 〔東京〕 女子高等師範学校	〔抹消〕 〔広島〕 高等師範学校	東京高等師範学校	〔測〕 〔抹消〕 候補技術官養成所	東京音楽学校	東京美術学校	東京高等歯科医学学校	〔大〕 〔抹消〕 阪外国語学校	〔東〕 〔抹消〕 京外国語学校	熊本薬学専門学校	富山薬学専門学校	〔総〕 計	
						回答スミ								○) 回答スミ				

〔福〕 〔抹消〕 井高等工業学校	長岡高等工業学校	〔徳〕 〔抹消〕 島高等工業学校	浜松高等工業学校	神戸高等工業学校	東京高等工業学校	〔明〕 〔抹消〕 治専門学校	〔仙〕 〔抹消〕 台高等工業学校	金沢高等工業学校	〔広〕 〔抹消〕 島高等工業学校	〔横〕 〔抹消〕 浜高等工業学校	〔桐〕 〔抹消〕 生高等工業学校	米沢高等工業学校	熊本高等工業学校	名古屋高等工業学校	〔京〕 〔抹消〕 都高等工業学校	〔総〕 計	東京聾啞学校	〔東〕 〔抹消〕 京盲学校	〔熊本〕 〔抹消〕 高等工業学校附設臨時工業教員養成所	〔廣島〕 〃〃〃〃〃〃〃〃〃
○) 回答スミ						○) 回答スミ	回答スミ		○) 〃	○) 〃	○) 回答スミ							○) 回答スミ		

大分高等商業学校	福島高等商業学校	名古屋高等商業学校	小樽高等商業学校	山口高等商業学校	長崎高等商業学校		〔東抹消〕京農業教育専門学校	〔東抹消〕京高等農林学校	〔千抹消〕葉高等園芸学校	宮崎高等農林学校	岐阜高等農林学校	宇都宮高等農林学校	三重高等農林学校	鳥取高等農林学校	〔京抹消〕都高等蚕糸学校	〔東抹消〕京高等蚕糸学校	上田蚕糸専門学校	鹿児島高等農林学校	〔盛抹消〕岡高等農林学校		秋田鉾山専門学校	〔山抹消〕梨高等工業学校
							回答ズミ									久留米 〃 〃 〃	新居浜 〃 〃 〃	宇部 〃 〃 〃	大阪 〃 〃 〃	多賀 〃 〃 〃	盛岡 〃 〃 〃	〔室蘭抹消〕高等工業学校

帝 国 芸 術 院	帝 国 学 術 院	東 京 科 学 博 物 館	帝 国 図 書 館	緯 度 観 測 所	高 層 気 象 台	海 洋 気 象 台	〔中抹消〕中央気象台	維 新 史 料 編 纂 会	〔彦抹消〕
							○回答ズミ		

総 計	〔函抹消〕館高等水産学校	〔測抹消〕候技術官養成所	〔神抹消〕戸高等商船学校	東京高等商船学校	高岡高等商業学校	高松高等商業学校	横浜高等商業学校	〔和抹消〕歌山高等商業学校	〔彦抹消〕根高等商業学校
		回答ズミ	回答ズミ						○回答ズミ

重要美術品等調査委員会	文官普通分限委員会	〔抹消〕 学生思想問題調査委員会	特別市町村認定審査会	〔抹消〕 神武天皇聖蹟	〔抹消〕 科学振興調査会	国民精神文化研究所	〔抹消〕 史蹟名勝天然記念物調査会	〔抹消〕 国宝保存会	〔抹消〕 宗教制度調査会	〔抹消〕 国語審議会	〔抹消〕 教科書調査会	体育研究所	〔抹消〕 体育運動審議会	学校衛生調査会	航海練習習所	震災予防評議会	理學文書目録委員会	測地学委員会	教員検定委員会	航空評議会	學術研究会	美術研究所	

〔抹消〕 明治大学	〔抹消〕 早稲田大学	慶応義塾大学	大阪商科大学	〔抹消〕 京都府立医科大学				微生物病研究所	温泉治療学研究所	金属材料研究所	化学研究所	地震研究台	東京天文台	航空研究所	伝染病研究所					〔抹消〕 実業教育振興委員会	日本諸学振興委員会
○	○																				

法政大学	中央大学	日本大学	国学院大学	同志社大学	東京慈恵会医科大学	(龍) 龍谷大学	大谷大学	専修大学	立教大学	立命館大学	関西大学	拓殖大学	(立) 立正大学	(駒) 駒沢大学	東京農業大学	(日) 日本医科大学	高野山大学	大正大学	東洋大学	上智大学	関西学院大学	総計
						回答スミ							○) 回答スミ	回答スミ		回答スミ						

(富) 富山高等学校	浪速高等学校	府立高等学校	(武) 武蔵高等学校	甲南高等学校	(成) 成蹊高等学校	成城高等学校	総計	京都市立絵画専門学校	(福) 福岡県女子専門学校	大阪府女子専門学校	(宮) 宮城県女子専門学校	京都府立女子専門学校	(広) 広島女子専門学校	大阪商科大学高等商業部	長野県女子専門学校	(岐) 岐阜県女子専門学校
					回答スミ				回答スミ				回答スミ			○) 回答スミ

東京物理学校	
大阪齒科医学専門学校	
〔抹消〕東京女子大学	回答ズミ
東京医学専門学校	
京都薬学専門学校	
〔抹消〕活水女子専門学校	回答ズミ
〔抹消〕西山専門学校	
〔抹消〕京都女子高等専門学校	
〔抹消〕西南学院高等学部	
真宗専門学校	
〔抹消〕九州齒科医学専門学校	
〔抹消〕東洋女子齒科医学専門学校	
東京女子専門学校	
〔抹消〕梅花女子専門学校	
〔抹消〕大谷大学専門部	
龍谷大学専門部	
日本女子齒科医学専門学校	
明治薬学専門学校	
大東文化学院	
〔抹消〕早稲田大学附属早稲田専門学校	
〔抹消〕帝国内国女子薬学専門学校	回答ズミ
実践女子専門学校	
帝国女子医学専門学校	

日本大学専門学校	
共立女子専門学校	
〔抹消〕樟蔭女子専門学校	○回答ズミ
日本女子体育専門学校	
〔抹消〕大正大学専門部	
〔抹消〕千代田女子専門学校	○
大阪高等医学専門学校	〃
〔抹消〕金城女子専門学校	○
東京家政専門学校	
聖路加女子専門学校	
天理外国語学校	
二松学舎専門学校	
九州医学専門学校	
岩手医学専門学校	
〔抹消〕昭和医学専門学校	○回答ズミ
〔抹消〕女子経済専門学校	〃
相愛女子専門学校	
〔抹消〕大阪女子高等医学専門学校	
和洋女子専門学校	
横浜専門学校	
〔抹消〕国士館専門学校	〃
椋山女子専門学校	
女子美術専門学校	
大谷女子専門学校	

〔加筆〕

〔安〕城女子専門学校	〃
〔東〕京薬学専門学校女子部	〃
東京女子薬学専門学校	〃
〔昭〕和女子薬学専門学校	〃
〔共〕立女子薬学専門学校	〃
〔抹〕廣島女子学院専門学校	〃
〔神〕戸女子薬学専門学校	〃
武蔵野音楽学校	〃
青山学院女子専門部	〃
〔名〕古屋薬学専門学校	〃
東北薬学専門学校	〃
総計	〃
〔横〕浜市立横浜商業専門学校	〃
〔兵〕庫県立神戸高等商業学校	〃
〔東〕京電機高等工業学校	〃
東京写真専門学校	〃
〔東〕京高等獣医学学校	〃
私立高千穂高等商業学校	〃
〔大〕倉高等商業学校	〃
〔松〕山高等商業学校	〃
〔巢〕鴨高等商業学校	〃

日本女子高等商業学校	〃
同志社高等商業学校	〃
〔鹿〕児島高等商業学校	〃
〔昭〕和高等商業学校	〃
〔麻〕布獣医学専門学校	〃
〔福〕岡高等商業学校	〃
〔善〕隣高等商業学校	〃
〔日〕本高等獣医学学校	〃
総計	〃

発文一四一〇号	〔有原〕
〔定〕決裁	送発
9月12日	9月12日
文書課長	起案者

昭和十四年九月十二日起案

庶務掛長

〔阿部〕

文書課長 花押

案

年月日

文書課長

専門、普通、実業各学務局長

社会教育局長

督学官室主事

教学局長官

宛

聖旨奉答ノ具体的実践事項調ニ関スル件

曩ニ各学校ニ対シ青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ノ 聖旨ニ奉

答ノ為夫々具体的実践事項ヲ定メ之ガ報告方通牒致シ置キタル
処今回右ノ中別紙ノ通直轄学校ノ分ヲ取纏メタルニ付御参考迄
ニ右一部送付ス

注意 実践事項調ヲ添付ノコト

(注記 1)

「6/7」

(注記 2)

「四六」(簿冊内件名番号)

(注記 3)

「廃案」

(注記 4)

「廃案/次官訂正」

(注記 5)

「宣誓/□□」

(注記 6)

「申認/宣誓」

(注記 7)

「至急」

(注記 8)

「9月12日記帳済」

(下札)

①種別 ^{曾親}い一/聯繫 /登録追加 /件名 直轄学校長 測候技

術官養成所主事 公私立大学、高等学校専門学校長各地方長官へ

通牒 青^{加筆}(少)年学徒ニ賜リタル勅語ニ関スル件/番号 発文一一

二/結了年月日 昭一四 六 六/保存年限 /枚数 一

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部
省⁵⁹ 3A, 30-5, 1045